

平成26年12月18日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、17都府県の37人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。11月27日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 17都府県37人

(宮城県1、茨城県1、埼玉県5、千葉県2、東京都5、神奈川県5、富山県2、長野県1、滋賀県1、大阪府4、兵庫県1、鳥取県1、香川県1、愛媛県1、福岡県2、佐賀県2、宮崎県2)

数字は人数

※ 予告は平成26年11月27日までに実施済み